

南海部郡役所の文書廃棄と移管

武田信也

九八

大分県公文書館に「郡廢縣移管文書目録」(以下「郡廢縣移管文書目録」という公文書簿冊が所蔵されている。その中にあらゆる次の報告を見てどう考えるだろうか。

施棄簿冊調

合	土	学	勸	財	兵	庶	係
計	木	務	業	務	事	務	
							官報
							一、六九八七〇
八	五	一九	二七〇	四一八	七七五	二、四四四	一、九三五
							冊數
							見積價格
							處置方法
一五〇円							
ヲ以テ拂下ケ豫定	其他ハ指名又ハ公入札	祕密文書ハ拂却					

秘密文書ハ燒却
其他ハ指名又ハ公入札
ヲ以テ拂下ケ豫定

史（資）料保存の関係者なら、史（資）料となるべき大量の簿冊が廃棄されたと考えるかも知れない。遂に全く関心のない人間ならば、古い公文書は昔も今も「ゴミ」という考え方を強くするかも知れない。

郡役所の制度は、大正一五（一九二六）年六月三〇日で廃止された。このとき南海部郡役所で作成されたのが「郡廢県移管文書目録」である。

「郡廢県移管文書目録」を見ると、公文書簿冊を県に引継ぐか廃棄するかの選別は、各係毎に引継分のリストを作成した上で行われていた。その多くは永年保存や十年保存のもので、例えば庶務係では「町村吏員進退ニ関スル件」、「郡行政一件」、「庶務例規」等が県に引継がれた。学務係では明治一二年からの簿冊がリストアップされたが、「履歴書類」、「学事年報」等と共に「学事墨書達」や「県序達編冊」などの県通達類が残された。もちろん必要であれば三年保存、一年保存文書でも引継いだが、この選別で不要とされた八五一九冊の簿冊が先の報告にある様に廃棄処分されたのである。郡役所文書の引継分廃棄分の選別は保存年限と内容によつて行われ、古い公文書だから廃棄するということではなかつた。

このようにして南海部郡役所の公文書簿冊が県に引継がれたが、その数は帳簿上では一八六九冊であった。しかし現在大分県公文書館の保存する公文書簿冊中に南海部郡役所作成と分かるものは数えるほどしかない。このことは、消滅した機関の公文書は引継いだ機関の下でも失われる傾向のあることを示している。

廃止や合併に伴う公文書散失という「いつかきた道」が、今度は平成の市町村合併という形で現れている。現所蔵機関の「古いから」と言うだけでの安易な選別廃棄は避けねばならないし、選別後引継がれた公文書は地域の「情報遺産」として保存し続けねばならない。我々は、後世の人々から感謝されるか批判されるかの分岐点にあるのだ。